

各 課 ・ 室 ・ 局 の 長  
様  
各 出 先 機 関 の 長

総 務 部 長

嘱託取扱要綱等の非常勤職員取扱要綱の一部改正（休暇制度関係）について（通知）

「嘱託取扱要綱」（昭和46年4月1日決定）及び「日々雇用職員取扱要綱」（昭和50年4月1日決定）の一部を下記のとおり改正しますので、改正内容及び取扱上の留意事項について職員に周知の上、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正概要

(1) 年次有給休暇付与日数に係る改正

年次有給休暇の付与日数については、勤務時間の改定に伴い、所定労働日数及び勤務時間に応じ、それぞれ別表1で定める日数欄に掲げる日数とすること。

（嘱託取扱要綱第13条第1項、日々雇用職員取扱要綱第8条第1項関係）

【現行】労働基準法第39条により年次有給休暇を付与

週所定労働日数	勤務時間	1年間の所定労働日数	継続勤務期間ごとの付与日数						
			6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
5日以上	(勤務時間にかかわらず)	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日以内	週30時間以上								
4日	週30時間未満	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日		121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日		73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日		48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

【改正後】別表1により年次有給休暇を付与  
(別表1)

週所定労働日数	勤務時間	1年間の所定労働日数	継続勤務期間ごとの付与日数						
			6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
5日以上	(勤務時間にかかわらず)	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日以内	週29時間以上								
4日	週29時間未満	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日		121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日		73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日		48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

(2) 有給の忌引休暇の付与

以下の対象職員の表の勤務態様及び雇用期間の条件をいずれも満たす者については、有給の忌引休暇を別表2の死亡した者の職員との関係欄に掲げる者に応じ、それぞれ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内で、その都度必要と認める期間について与えることができるものとする。

(対象職員)

	勤務態様	雇用期間	関係条項
嘱託職員	報酬が月額で定められている嘱託のうち4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上 又は 1週間に勤務する日が3日以上	雇用予定期間 又は 継続雇用期間が6月以上の者	嘱託取扱要綱 第13条第3項(新設)
日々雇用職員	1週間の勤務時間が38時間45分	同上	日々雇用職員取扱要綱第8条第3項(新設)

(別表2)

死亡した者の職員との関係	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子の配偶者又は配偶者の子	3日(職員と生計を一にしている場合にあっては、7日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしている場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考:葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

2 施行年月日

平成21年9月1日

3 しょむ2への入力について

所属において、しょむ2休暇画面→特別休暇→忌引を選択し、期間入力を行うこと。  
なお、平成21年9月1日以降の休暇については、9月8日(火)のしょむ2システム改修後にすみやかにを行うこと。